

世界遺産一覧表に文化資産を登録する場合の評価基準

世界遺産委員会の定める「世界遺産条約履行のための作業指針」に次のとおり規定されている。

第 7 7 節 本委員会は、ある資産が以下の基準（の一以上）を満たすとき、当該資産が顕著な普遍的価値（段落 4 9 – 5 3 を参照）を有するものとみなす。

- i) 人間の創造的才能を表す傑作である。
- ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
- iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。
- iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、或いは景観を代表する顕著な見本である。
- v) あるひとつの文化（又は複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である。（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）
- vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。
- vii) 最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。
- viii) 生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。
- ix) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群衆の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。
- x) 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。

第 7 8 節 顕著な普遍的価値を有するとみなされるには、当該資産が完全性及び／又は真実性の条件についても満たしている必要がある。又、確実に保護を担保する適切な保護管理体制がなければならない。

※資産を適切に保全するために必要な場合は、適切に緩衝地帯（バッファ・ゾーン）を設定することが求められている。（段落 1 0 3）

「グローバル・ストラテジー」について

「世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性・信頼性の確保のためのグローバルストラテジー (The Global Strategy for a Balanced, Representative and Credible World Heritage List)」(以下、「グローバル・ストラテジー」という。)は、平成6年6月にパリのユネスコ本部において開催された専門家会合における議論をまとめた報告書に基づき、同年12月にタイのプーケットで開催された第18回世界遺産委員会において採択された。

グローバル・ストラテジーにおいては、①欧州地域における遺産、②都市関連遺産及び信仰関連遺産、③キリスト教関連資産、④先史時代及び20世紀の双方を除く歴史時代の遺産、⑤優品としての建築遺産、などの登録が過剰に進んでいるとの認識が示され、このような登録遺産の偏重は文化遺産の多面的かつ広範な視野を狭める傾向を招き、ひいては生きた文化 (living culture) や伝統 (living tradition)、民俗学および民族的な風景、そして普遍的価値を有し、広く人間の諸活動に関わる事象などを対象から除外する結果となっていることが確認された。

さらに、世界遺産一覧表の代表性及び信頼性を確保していくためには、遺産を「もの」として類型化するアプローチから、広範囲にわたる文化的表現の複雑でダイナミックな性質に焦点をあてたアプローチへと移行させる必要のあることが指摘され、人間の諸活動や居住の形態、生活様式や技術革新などを総合的に含めた人間と土地の在り方を示す事例や、人間の相互作用、文化の共存、精神的・創造的表現に関する事例なども考慮すべきであることが指摘された。

以上のような指摘を踏まえ、平成6年現在、比較研究が進んでいる分野として、以下の3つの遺産の種別が示された。

- ・ 産業遺産
- ・ 20世紀の建築
- ・ 文化的景観

